

令和5年度誘致対象企業開拓業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

令和5年度誘致対象企業開拓業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和5年度誘致対象企業開拓業務委託仕様書による。

3 契約上限額

3,972,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

5 参加資格要件

- (1) 民間企業、N P O 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者。
- (2) 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県内において、委託業務を円滑に遂行できる者。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- (6) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 県税に未納がない者。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県庁ホームページへの掲載により公示する。

7 スケジュール（予定）

(1) 公告	令和5年6月5日（月）
(2) 企画提案競技参加申込書の提出締切	6月14日（水）午後5時
(3) 質問等の締切	6月19日（月）午後5時
(4) 企画提案書の提出締切	6月26日（月）午後5時
(5) プレゼンテーション（ヒアリング）	6月28日（水）午後
(6) 審査結果の通知	7月3日（月）までに

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会

開催しない。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙様式1）を提出すること。

① 提出先

下記12「書類提出及び問合せ先」を参照

② 提出期限

令和5年6月14日（水）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はFAX（提出確認のため、送信後は担当者に電話連絡すること。）

(3) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙様式2）の提出により行う。

① 提出先

下記12「書類提出及び問合せ先」を参照

② 提出期限

令和5年6月19日（月）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はFAX（提出確認のため、送信後は担当者に電話連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

上記2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

企画提案書等提出様式(別紙様式3)に下記ア～キの書類を添えて提出すること。

ア 企画提案書(様式任意 サイズはA4。1案のみ。) 【原本1部、写し5部】

- ・ 業務実施方針(コンセプト)
- ・ 委託業務実施体制
- ・ 業務スケジュール
- ・ 企画内容
- ・ 本県への立地可能性がある企業の掘り起こし方法及び接触方法
- ・ 提案事業の実施方法
- ・ 本県への立地可能性がある企業に対して、本県視察への参加を促す方法 等
- ・ 類似業務履行実績
- ・ その他、企画・実施する内容

イ 見積書【原本1部、写し5部】

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書(別紙様式4) 【1部】

エ 団体等(申込者)概要書(別紙様式5) 【1部】

オ 商業登記簿謄本等【1部】

企業の場合は商業登記簿謄本の写し、個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控えの写し、その他の法人及び団体は定款その他の規約の写し又はこれらの事項を証明するもの。

カ 収支決算書【1部】

過去3年分の収支決算書

キ 会社概要(既存資料・パンフレットで可) 【原本1部、写し5部】

③ 提出先

下記12「書類提出及び問合せ先」を参照

④ 提出期限

令和5年6月26日(月)午後5時

⑤ 提出方法

- ・ 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
- ・ ②ア「企画提案書」及び②イ見積書については、④の期限までに電子メールでも提出すること。

⑥ 留意事項

- ・ 企画内容は、可能な限り具体的に記載すること。

- 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(5) プレゼンテーション（ヒアリング）

日 時 令和5年6月28日（水）午後

場 所 WEB会議

実施方法 参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは、1参加者当たり、説明20分、質疑10分 計30分程度を目安とする。
- ② 書面のみの審査とする場合がある。
- ③ 各者の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

(6) 審査項目

① 専門性、人脈及び企業の掘り起こし方法

- 各業界の事情に精通しているか。
- 各業界に幅広い取引先や人脈を有しているか。
- 本県に立地する可能性がある企業の掘り起こし方法は妥当か。

② 企画提案の内容及び実現性

- 提案事内容が事業の目的に合致しているか。また、業務実施スケジュールは妥当か。
- 本県に立地する可能性がある企業に本県視察への参加を促す方法は妥当か。

③ 経済性

- 提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

④ 業務実施体制

- 業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。

⑤ その他の提案内容

- 今後の企業誘致活動における効果が期待できる、新規性や独自性のある提案内容があるか。

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(8) 審査結果の通知

令和5年7月3日（月）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(9) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(10) (9)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取り、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が整わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

(1) 住所

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号（宮崎県庁8号館3階）

(2) 担当

宮崎県商工観光労働部企業立地推進局企業立地課 企業立地推進担当（担当 鬼塚）

(3) 連絡先

電話番号 0985-26-7096

ファックス番号 0985-26-0219

メールアドレス kigyorichi@pref.miyazaki.lg.jp